(一)	(二)	(三)	(四)
重点確認対象者以外の者の申請に係る工場等における製造、検査（製品の品質検査及び品質管理の実地確認	重点確認対象者の申請に係る工場等における製品の品質検査の実地確認	重点確認対象者の申請に係る工場等における製造、検査（製品の品質検査を除く。）及び品質管理の実地確認	
特定指定建築材料について認定を受けようとする場合（次に該当する場合を除く。） 一　既に認定を受けた特定指定建築材料（(一)項の(ろ)欄第一号ロに該当するものに限る。）の品質保持に必要な技術的生産条件の軽微な変更であって、国土交通大臣が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める場合 二　認定を受けようとする特定指定建築材料の品質保持に必要な技術的生産条件が、JIS Q九〇〇〇―二〇〇〇の規定に適合していることについて、国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた製品の認証を行う機関に関する基準に適合する機関の認証を受けたことを証する書類及び当該認証の申請書の添付書類によって、平成十二年建設省告示第千四百四十六号第三第一項第二号から第六号までに規定する基準に適合することが確かめられた場合	特定指定建築材料について認定を受けようとする場合（認定を受けた特定指定建築材料（重点確認対象者となった後に(一)項の(ろ)欄第一号イ及びロの規定による実地確認が行われたものに限る。）と同等の品質保持に必要な技術的生産条件の軽微な変更であって、既に認定を受けた特定指定建築材料の品質保持に必要な技術的生産条件の軽微な変更であって、国土交通大臣が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める場合を除く。）		
四十六万円（製造の主要な工程が二以上の工場等において行われる場合にあっては、四十六万円に当該工場等の件数から一を減じた数を乗じた額を加算した額）	八十二万円	六十二万円（製造の主要な工程が二以上の工場等において行われる場合にあっては、六十二万円に当該工場等の件数から一を減じた数を乗じた額を加算した額）	

2　前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の規則第十一条の二の三第二項第一号に規定する費用は、それぞれ当該各号に定める額とする。

一　一の申請において、前項の表(二)項及び(三)項の(い)欄に掲げる実地確認を行う場合　八十二万円（製造の主要な工程が二以上の工場等において行われる場合にあっては、四十六万円に当該工場等の件数から一を減じた数を乗じた額を加算した額）

二　一の申請において、前項の表(三)項及び(四)項の(い)欄に掲げる実地確認を行う場合　百三十八万円（製造の主要な工程が二以上の工場等において行われる場合にあっては、六十二万円に当該工場等の件数から一を減じた数を乗じた額を加算した額）

第二　第一の規定にかかわらず、外国にある工場等における製造、検査又は品質管理の実地確認を行う場合の規則第十一条の二の三第二項第一号に規定する費用は、次の各号に掲げる審査の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める額に、旅費の額に相当する額（第三項に規定する旅費の額に相当する額をいう。以下同じ。）を加算した額とする。

一　第一第一項の表(一)項の(い)欄に掲げる実地確認　三十八万円

二　第一第一項の表(二)項の(い)欄に掲げる実地確認　三十八万円（製造の主要な工程が二以上の工場等において行われる場合にあっては、三十八万円に当該工場等の件数から一を減じた数を乗じた額を加算した額）

三　第一第一項の表(三)項の(い)欄に掲げる実地確認　七十一万円

四　第一第一項の表(四)項の(い)欄に掲げる実地確認　五十五万円（製造の主要な工程が二以上の工場等において行われる場合にあっては、五十五万円に当該工場等の件数から一を減じた数を乗じた額を加算した額）

2　前項の規定にかかわらず、外国にある工場等における製造、検査又は品質管理の実地確認を行う場合であって、次の各号に掲げる場合の規則第十一条の二の三第二項第一号に規定する費用は、それぞれ当該各号に定める額に、旅費の額に相当する額を加算した額とする。

一　一の申請において、第一第一項の表(一)項及び(二)項の(い)欄に掲げる実地確認を行う場合　七十一万円（製造の主要な工程が二以上の工場等において行われる場合にあっては、三十八万円に当該工場等の件数から一を減じた数を乗じた額を加算した額）

二　一の申請において、第一第一項の表(三)項及び(四)項の(い)欄に掲げる実地確認を行う場合　百二十二万円（製造の主要な工程が二以上の工場等において行われる場合にあっては、五十五万円に当該工場等の件数から一を減じた数を乗じた額を加算した額）

3　旅費の額に相当する額は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一　外国にある工場等における製造、検査又は品質管理の実地確認を国土交通大臣が行う場合　職員二人が当該確認を行うため、当該確認に係る工場等の所在地に出張するとした場合に旅費法の規定により支給すべきこととなる旅費の額に相当する額。この場合において、その旅費の額の計算に関し必要な細目は、規則第十条の五の十八から規則第十条の五の二十までの規定を準用する。

二　外国にある工場等における製造、検査又は品質管理の実地確認を指定性能評価機関が行う場合　指定性能評価機関の主たる事務所の所在地より当該確認に係る工場等の所在地に出張するとした場合に前号の規定に準じて算出した旅費の額に相当する額

第三　重点確認対象者は、次の各号のいずれかに掲げる者とする。

一　認定を受けようとする特定指定建築材料について五年以内に認定取消しを受けた者

二　法第九十八条第一項第二号若しくは法第九十九条第一項第八号の規定（法第二十条の規定に違反した場合における設計図書に記載された認定に係る特定指定建築材料の全部又は一部として当該特定指定建築材料と異なるものを引き渡した者に係る部分に限る。次号において同じ。）により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

三　認定を受けようとする特定指定建築材料について認定取消しを受けた日又は法第九十八条第一項第二号若しくは法第九十九条第一項第八号の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しない期間内に、再び当該特定指定建築材料について認定取消しを受け、又は法第九十八条第一項第二号若しくは法第九十九条第一項第八号の規定により刑に処せられた者であって、当該認定取消しを受けた日又は当該刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しない者

第四　特定指定建築材料は、免震材料（平成十二年建設省告示第二千九号第一第一号に規定する免震材料その他これに類するものをいう。）とする。

附　則

この告示は、建築基準法施行規則及び建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令の一部を改正する省令（平成二十七年国土交通省令第八十一号）の施行の日（平成二十七年十二月三十一日）から施行する。